

一部事務組合、協議会と広域連合との主な相違点

区 分	一部事務組合	協議会	広域連合
団体の性格	・特別地方公共団体	・地方公共団体ではない	・特別地方公共団体
構成団体	・都道府県、市町村及び特別区 ただし、複合的一部事務組合 にあつては、市町村及び特別区	・都道府県、市町村及び特別区	・都道府県、市町村及び特別区
設置の目的等	・構成団体又はその執行機関の 事務の一部の共同処理	・構成団体又はその執行機関の 事務管理執行、連絡調整又は広 域にわたる総合的な計画の作成	・多様化した広域行政需要に適 切かつ効率的に対応するととも に、国からの権限移譲の受入れ 体制を整備する
国等からの 事務権限の移譲	-	-	・国又は都道府県は、広域連合 に対し直接権限事務の移譲を行 うことができる ・広域連合は都道府県に権限・ 事務を移譲するよう要請するこ とができる（都道府県の加入す る広域連合は国に要請）
構成団体との 関係等	-	-	・構成団体に規約を変更するよ う要請することができる ・広域計画を策定し、その実施 について構成団体に対して勧告 することができる ・広域連合は、国の地方行政機 関の長、都道府県知事、学識経 験者等から構成される協議会を 設置できる
設置の手續	・関係地方公共団体が、その議 会の議決を経た協議により規約 を定め、都道府県知事の許可を 得て設置する（都道府県の加入 するものは総務大臣）	・関係地方公共団体が、その議 会の議決を経た協議により規約 を定め、都道府県知事に届出を する（都道府県の加入するもの は総務大臣） ただし、事務の管理及び執行 について、連絡調整のみを行う 協議会については、議会の議決 は不要	・関係地方公共団体が、その議 会の議決を経た協議により規約 を定め、都道府県知事の許可を 得て設置する（都道府県の加入 するものは総務大臣） ただし、総務大臣は、広域連 合の許可を行おうとするときは 、国の関係行政機関の長に協議 する
直接請求	・法律に特段の規定はない	-	・普通地方公共団体に認められ ている直接請求と同様の制度を 設けるほか、広域連合の区域内 に住所を有するものは、広域連 合に対し規約の変更について構 成団体に要請するよう求めるこ とができる
組 織	・議会 - 管理者（執行機関） ただし、複合的一部事務組合 にあつては、管理者に代えて理 事会を設けることができる	・会長及び委員をもって組織す る	・議会 - 長（執行機関）
議員等の 選挙方法等	・議会の議員及び管理者は、規 約の定めるところにより、選挙 され又は選任される	・会長及び委員は、規約の定め るところにより、構成団体の職 員の中から選任される	・議会の議員及び執行機関の選 出については、直接公選又は間 接選挙による
解 散	・構成団体が協議によりこれを 定め、都道府県知事又は総務大 臣に届出する	・構成団体が協議によりこれを 定め、都道府県知事又は総務大 臣に届出する	・構成団体が協議によりこれを 定め、都道府県知事又は総務大 臣の許可を得て解散する
財産処分	・関係地方公共団体がその議会 の議決を経た協議により定める	-	・関係地方公共団体がその議会 の議決を経た協議により定める